

子ども・子育て支援法に基づく 基本指針(内閣府告示)の一部改正及び 追加事業の提供区域の設定について

(教育・保育部会)

令和6年11月11日

▼基本指針の一部改正

令和4年6月15日に児童福祉法、令和6年6月12日に子ども・子育て支援法の一部改正に関する法律が、それぞれ公布されたことに伴い、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)の一部が令和6年9月30日付で改正された。

▼改正概要

項目	主な改正内容	子ども・子育て支援事業計画での対応
妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加	新設された妊婦等包括相談支援事業を、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付け等	量の見込み、確保方策を設定
児童発達支援センター等に関する事項等の追加	障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進すること等を規定	子ども・子育て支援施策の推進方策等の「こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項」及び「地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携の推進に関する事項」に、改正内容に関する事項を記載
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加	乳児等通園支援事業も、地域型保育事業と同様に、市町村の認可に規定	量の見込み、確保方策を設定
経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加	教育・保育及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公開事項を規定	都道府県こども・子育て支援事業計画での対応(市計画での対応なし)
産後ケアに関する事業の追加	産後ケア事業を、地域子ども・子育て支援事業に位置付け	量の見込み、確保方策を設定

▼各部会での対応方針

基本指針の一部改正を受け、第3期松山市子ども・子育て支援事業計画に、改正内容を反映させるため、各部会で以下を協議する。

項目	教育・保育部会	地域子育て部会
妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加		・提供区域の設定 ・「量の見込み」及び「確保方策」の設定
児童発達支援センター等に関する事項等の追加		・「子ども・子育て支援施策の推進方策等」の記載内容
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加	・提供区域の設定 ・「量の見込み」及び「確保方策」の設定	
経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加		
産後ケアに関する事業の追加		・提供区域の設定 ・「量の見込み」及び「確保方策」の設定

～参考：各事業概要～

事業名	対象	事業内容
妊婦等包括相談支援事業	主に妊婦	妊婦・その他配偶者等に対して面談等により、情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う。 ※妊婦のための支援給付（妊婦中及び出産後に、それぞれ5万円（出産後はこどもの数×5万円）を支給）と効果的に組み合わせて実施
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所等に入所していない満3歳未満の乳幼児	月一定時間（10時間）まで、実施施設（保育所等）でこどもを預かり、また、利用するこどもの保護者を対象に、子育てに関する相談支援を実施。
産後ケア事業	産後ケアが必要とする者	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を実施。

▼地域子ども・子育て支援事業の提供区域

新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の“量の見込み”算出範囲となる提供区域を設定する。

＜基本的な考え方＞

既存の地域子ども・子育て支援事業と同様に、令和6年度第1回松山市子ども・子育て会議で設定した、9つの教育・保育提供区域を基本とするが、利用実態に応じて事業ごとに設定する。

＜事務局(案)＞

事業名	第3期計画 設定区域	設定理由	所管部会
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	市内全域 (市内1区域)	松山市内全域のこどもを対象とし、事業実施施設が限定的であるため。	教育・保育

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」と「確保の内容」の設定

現在も、国が人員配置基準などの制度の詳細について検討中、市として、事業内容や事業開始時期などが決定していないため、今年度の第3期計画策定時では、提供区域のみ設定し、「量の見込み」及び「確保の内容」の設定は見送る。

今後、国の基準や市の方針が決定次第、教育・保育部会での協議を経て、事業開始までに「量の見込み」等の設定を行い、中間年度等の計画の見直しの際に記載する。

(計画に掲載するまでは、代替措置として、計画とは別で「量の見込み」等を公表)

令和6年10月10日付「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」(改訂版ver.2)抜粋

新規3事業について、第3期市町村支援事業計画の策定時に量の見込み等を設定することが困難である場合においては、中間年見直しに際し、又は、中間年を待たずして、量の見込み等の設定が可能となったタイミングで、速やかに市町村支援事業計画に設定することとしても差し支えない。ただし、この場合においても、令和7年度から市町村支援事業計画に量の見込み等を設定するまでの期間について、市町村支援事業計画とは別に量の見込み等の計画等を策定するなど、何らかの代替措置を講ずることにより適切な体制確保に努めること。

～参考～

第3期松山市子ども・子育て支援事業計画の教育・保育提供区域
(令和6年度第1回松山市子ども・子育て会議にて承認済)

区域名	地 区							
①中心部	番町	八坂	東雲	素鷲	雄郡	新玉	味酒	清水
②北東部	湯山	日浦	五明	伊台	道後			
③東部	久米	小野	桑原					
④南部	石井	浮穴	荏原	坂本				
⑤西部	余土	垣生	生石	味生				
⑥北西部	宮前	三津浜	高浜	由良	泊			
⑦北部	和気	潮見	堀江	久枝				
⑧北条	浅海	立岩	難波	正岡	北条	河野	栗井	
⑨中島	睦野	東中島	西中島	神和				